社会福祉法人武蔵野療園

武蔵野療園病院介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人武蔵野療園が設置する武蔵野療園病院介護医療院(以下「施設」という。) のI型介護医療院サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に 関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を 尊重し、入所者の立場に立った適切な介護施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
 - 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の 2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めるものとする。
 - 6 前5項のほか、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」(平成30年3月30日規則第42号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1)名 称 武蔵野療園病院介護医療院
 - (2) 所在地 東京都中野区江古田2丁目24番11号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 介護医療院には次の従業者を置く。
 - (1)管理者 1名

介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を 代行する。

- (2) 医師 入所者48名に1名以上 入所者の診療及び介護医療院の保健衛生の管理指導に従事する。
- (3) 看護職員 入所者6名に1名 医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事 する。
- (4)介護職員 入所者4名に1名入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 栄養士 入所者100名以上で1名 入居者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (6) リハビリ専門職 2名 入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
- (7)介護支援専門員 2名 施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(定員)

- 第5条 介護医療院の定員は102名とする。
 - 2 病棟ごとの入所定員は次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 4階介護医療院 52名
 - 二 5階介護医療院 50名

(施設サービスの内容)

- 第6条 介護医療院で行う施設サービスの内容は次のとおりとする。
 - (1)施設サービス計画の作成
 - (2)入浴
 - (3)排泄
 - (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
 - (5)機能訓練
 - (6)健康管理
 - (7)相談、援助

(利用料等)

第7条 I 型介護医療院(ii)施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の 算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

2 介護医療院は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 ・・・・・・ 1392円/日
- (2)居住に要する費用 ・・・・・・・ 437円/日
- (3) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院施設サービスにおいて提供される便宜のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させる ことが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- (4)特別な療養環境(2床室)の希望に要する費用 … 4000円/日
- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。
- 5 介護医療院施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の 文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した介護医療院施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書(請求書・領収書)を入所者に交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

- 第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。
 - 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の 申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者 の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

- 第9条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な 便宜を提供することが困難である場合は、併設病院を含む適切な医療機関を紹介する等 の適切な措置を速やかに講じることとする。
 - 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に おいてこれを受けることが困難な者に対し、 I 型介護医療院施設サービスを提供する ものとする。
 - 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、紹介医療機関又はその者に係る介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
 - 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、

定期的に検討するものとする。

- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を 営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が 退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助 を行うものとする。
- 6 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、 防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その 他必要な訓練を行うものとする。
 - 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を 適切に行うこととする。
 - 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

- 第12条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。
 - 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院施設サービスの 提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者

又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応 するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることと する。
 - 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書 その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会 に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると ともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うよう努めるものとする。
 - 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康 保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、 国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携等)

- 第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
 - 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情 に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に 協力するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、 管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置 を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる ものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の 防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これ を市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第18条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、 経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
 - 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を 除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる ものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。
 - 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人武蔵野療園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。